（令和４年２月）

在宅高齢者等おむつ給付等事業のご案内

**１　対象となる方**

　次の全ての要件を満たす方に限ります。

1. 介護保険で要介護１～５のいずれかの認定を受けていること。
2. 常時失禁状態にあること。
3. 千葉市内に住所を有し、千葉市内の居宅で介護を受けていること。
4. 生活保護法による保護、中国残留邦人等に対する支援給付を受けていないこと。
5. ご本人及びご本人と同一住所地に居住する親族全員が市民税非課税であること（毎年８月に当該年度の課税状況の確認を行い、課税の場合は９月分から取消となります）。

※親族とは、６親等内の血族、配偶者および３親等内の姻族をいいます。世帯分離（同一

　住所で住民票は別）している場合も、二世帯住宅等の場合を除き、同居とみなします。

1. 在宅重度心身障害者おむつ給付事業の給付を受けていないこと。

※　本事業は、障害者（児）向けサービスである「日常生活用具費の支給」とは異なりますので御注意ください。

**２　給付の内容**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 基準額 | 基準額の内訳 | |
| 市給付額（９割） | 利用者負担（１割） |
| 要介護１・２・３ | ４，０００円 | ３，６００円 | ４００円 |
| 要介護４・５ | ８，０００円 | ７，２００円 | ８００円 |

* おむつの購入等に要する費用が、上記基準額より低い金額の場合は、かかる費用の

９割（１円未満の端数切捨て）を市が給付します。

**３　給付の流れ**

1. 別紙「納入業者一覧」から業者を選び、業者と相談の上、ご希望のおむつの種類や毎月必要な枚数等を決めて、費用の見積もりを受けてください。見積もりに納得したら業者から「配達相談連絡票」を受け取ってください。

※　配達可能となるおむつは、「単価表」に掲載されているおむつ及びおむつ類似品（尿取りパッド、プール用おむつ、吸水シーツ）となりますのでご注意ください。

　　単価表については、千葉市のホームページ「納入業者一覧」よりご確認ください。

1. 申請書に必要書類（裏面 ４「申請に必要な書類」参照）を添付し、各区高齢障害支援課高齢支援班に提出してください。なお、新規の申請は原則、本人、家族、ケアマネージャーに限らせていただきます。
2. 高齢障害支援課高齢支援班にて審査を行い、給付決定（若しくは却下）通知書を送付します。なお、審査時に提出書類等について申請者等に連絡・確認することがあります。また、毎月１０日（土日祝日の場合にあたる場合はその前日）までに申請された方は申請した当月分から、毎月１１日以降に申請された申請は翌月分からの給付となります。ただし、提出書類の不備が確認された場合は、不備が解消された日を提出日とします。
3. 毎月１回、見積書に記載されたおむつ（布おむつは週１回以上）を業者が配達します。
4. おむつが配達されたら、業者に自己負担分の代金をお支払いの上、領収書をお受け取りください。また、業者がおむつの受領書をお持ちしますので、内容をご確認の上、署名または押印をお願いします。
5. 市の給付金は、市から業者へ直接支払います。

**４　申請に必要な書類**

1. 在宅高齢者等おむつ給付等申請書（様式第１号）
2. 調査同意書（様式第１号の２）
3. おむつ給付等事業配達相談連絡票（様式第２号）
4. 介護保険被保険者証の写し
5. 二世帯住宅等により本人及び世帯員の生計が別である場合は、「在宅高齢者等おむつ給付等事業における生計に関する申立書」及び入所契約書の写し等、所定の資料
6. 市で課税状況が確認できない場合（市外から千葉市に転入された方等）は、前市区町村発行の課税証明書等

申請日によって必要な書類が異なります。

・当年８月１０日まで…前年度の課税額が確認出来るもの

・当年８月１１日から…今年度の課税額が確認できるもの

**５　その他**

1. 給付期間は給付開始月の初日から、介護保険被保険者証の**有効期間満了月まで**です。

給付期間終了後も引き続きおむつ給付事業を利用したい場合は、認定更新後の新しい介護保険被保険者証の写しを添付して改めて申請してください（この場合、配達する業者に変更がなければ、配達相談連絡票は省略できます。）。要介護認定の更新手続き中で被保険者証がない場合は、資格者証の写しで代用可能です（１か月間延長します）。

申請がない場合は、給付期間終了の翌月から市の給付金は支給されません。

1. 次の場合は、各区高齢障害支援課高齢支援班に**変更申請書を提出**してください。

・介護保険被保険者証の有効期間満了前に**要介護状態区分等が変更**となった場合  
・おむつの納入**業者を変更**する場合  
・住所、氏名、電話番号、世帯構成等が変更となった場合

1. 次の場合は、給付対象外となりますので、各区高齢障害支援課に利用廃止届を提出してください。

・給付決定後に施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院）に入所した場合

・給付決定後に長期（１か月以上）の入院をされた場合

・給付決定後に長期（１か月以上）のショートステイをされた場合

・表面「１　対象となる方（１）～（５）」の給付要件に合致しなくなった場合

1. 不正に給付を受けた場合は、給付金を返還していただきます。給付要件に該当しなくなった場合は、速やかに届け出てください。



千葉市　おむつ給付

千葉市　おむつ給付

**☆おむつ給付事業についてのホームページ**　　**⇒**

　　●登録業者や取り扱うおむつの種類・価格を公表しています。

　　●申請書のダウンロードができます。

**【お問合せ】お住いの区の高齢障害支援課**

**中央区高齢障害支援課　043-221-2150　　　　若葉区高齢障害支援課　043-233-8558**

**花見川区高齢障害支援課　043-275-6425　　　　緑区高齢障害支援課　043-292-8138**

**稲毛区高齢障害支援課　043-284-6141　　　　美浜区高齢障害支援課　043-270-3505**